

児童扶養手当を増額

所得制限も大きく緩和

児童扶養手当と特別児童扶養手当の一部が改正されて、つぎのとおり手当の増額と、所得制限の大幅な緩和が行なわれました。

○児童扶養手当

父親が死亡または両親が離婚し、父親といっしょに生活していない、義務教育終了前の児童を育てている母親などに支給されています。

○特別児童扶養手当

二十歳未満の重度精神薄弱、身体障外児童を育てているかたに支給されています。

児童一人の場合、これまでの月額二、一〇〇円が、九月分は二、四〇〇円、十月分以降からは二、六〇〇円になり、二人以上は、十月分から二、六〇〇円に児童一人増すごとに四〇〇円が加算されます。

支給額は、これまで児童一人について月額二、一〇〇円でしたが、九月分は二、四〇〇円、十月分からは二、六〇〇円に増額されます。

○所得制限の緩和
児童扶養手当で、特別児童扶養手当とともに、児童一人を育てている母親などに、これまでは年間三八万円以上の所得があると、手当が支給されませんでした。この制限額が、児童一人の場合、六万九千三百七十五円に引き上げられました。

国民年金

7月から支給額を大幅に増額

保険料も一律四五〇円に

国民年金制度ができてから、今年ではやくも十年になりました。制度の内容も年々充実してきましたが、現実の生活に役立つ年金として、七月から大幅に年金額を増額し、「夫婦で月二万円年金」が実現しました。また、このような年金額の引き上げに伴い、保険料も月額四五〇円に引き上げられ、十月からは所得比例制がとり入れられることになりました。

遺児年金は三倍に引き上げ

国民年金額の新しい支給月額、次のとおりです

(一)内は旧月額
○老齢年金
〔25年かけた場合〕一万二、五〇〇円(五、〇〇〇円)

○母子・準母子年金
〔子が一人の場合〕七、六〇〇円(四、六〇〇円)

○遺児年金
〔遺児が一人の場合〕七、六〇〇円(四、六〇〇円)

た日の属する月まで。
(詳しいことは福祉事務所にお問い合わせください。)

7月の心配ごと相談

10日 小来川支所
17日 公会堂(人権・行政合同)
24日 清滝公民館
※時間はいずれも午前10時から午後3時まで



四十五年七月分から 月四五〇円
四十七年七月分から 月五五〇円

国も負担します

国民年金は、加入者のみならず納めている保険料の半額に相当する額を、国もあわせて積み立てているので、保険料が引き上げられれば、当然国の負担する額も増額されることとなります。

保険料の免除も

保険料を納めることが困難な人は、保険料の免除制度があります。まずから、市民課年金係か、支所、出張所にご相談ください。

所得比例制とは

いままでは定額納付といって所得の多い人も少ない人も、同じ保険料を納めて、同じ年金が支給されるしくみでしたが、本年十月から、希望する人は定額の保険料のほかに、上積み分の保険料を納め、定額の年金額と上積み分の年金額を受けることとなります。

上積み保険料は月額三五〇円で、二十五年納めた場合は、月八、〇〇〇円の定額のほかに月四、五〇〇円が支給されます。あなたの老後を保障する国民年金に、ぜひ加入しましょう。

日光市遺児手当支給制度

未請求のかたはお早く

市では、昨年十月に遺児手当支給条例を制定し、市内対象児童の健全育成と福祉を図っています。

次に該当するかたで、未請求のかたは、至急、福祉事務所または支所、出張所に申請してください。

○支給要件

- ①父母の一方が死亡した児童を養育している、児童の父または母の家庭。
- ②父母の両方が死亡した児童を

○支給期間

六月・九月・十二月・三月
手当の支給は、受給資格者が請求の日の属する月の翌月から始め、手当の事由が消滅し

○支給額

養育しているもの。児童を養育するものがない場合は年長のもの。
③前年度における市民税が非課税のもの。
○手当額
義務教育終了前の児童一人につき、月額二、〇〇〇円。

○老齢年金

〔25年かけた場合〕一万二、五〇〇円(五、〇〇〇円)

○母子・準母子年金

〔子が一人の場合〕七、六〇〇円(四、六〇〇円)

○遺児年金

〔遺児が一人の場合〕七、六〇〇円(四、六〇〇円)

○保険料の額

四十五年六月分まで 三十五歳以上は三〇〇円
三十五歳未満は二五〇円